

RUN as ONE マイレージプログラム 利用規約

第1条 (目的)

本規約は、一般財団法人東京マラソン財団（以下「当財団」といいます）が提供する「RUN as ONE マイレージプログラム」（以下「本プログラム」といいます）の利用条件および運用ルールを定めるものです。本プログラムの利用に際しては、本規約に加え、当財団が別途提示する詳細条件(ONE TOKYO 公式ウェブサイト内のマイレージプログラムページに記載)が適用されます。

第2条 (定義)

「本プログラム」とは、「RUN as ONE マイレージプログラム」を指し、当財団が定める対象大会やイベントへの参加等に応じてマイル（以下に定義します）を付与し、一定の条件に応じて特典と交換できるサービスをいいます。

「利用者」とは、ONE TOKYO 会員のうち、本プログラムに申込みをし、当財団が承認した者をいいます。

「マイル」とは、利用者が本プログラムを通じて取得するポイントをいい、マイルは当財団の定める条件により特典（以下に定義します）と交換できます。

「特典」とは、利用者が所定のマイル数と引き換えに申請できる出走権、イベント招待、限定グッズその他当財団が指定する提供物をいいます。

第3条 (プログラムへの申込み)

1. 本プログラムへの申込みには、ONE TOKYO への会員登録が前提となり、さらに本プログラム専用のエントリーフォームによる登録（以下「利用登録」といいます）および次条に定める参加費の支払いが必要です。本プログラムへの申込みに対し、当財団の承認を受けた利用者が、本プログラムを利用できます。
2. 利用登録の登録内容に虚偽や誤記があった場合、または不適切と判断される場合、次条に定める参加費の支払いが確認できない場合、当財団は本プログラムへの申込みを承認しないことがあります。
3. 本プログラムへの申込みは、お一人様1件とします。複数の申込みが確認された場合、重複分の申込みおよび利用登録は削除され、該当する利用者のマイルは無効となります。

第4条 (参加費)

1. 本プログラムの参加には、ONE TOKYO 会員種別に応じた参加費（いずれも3年間分の料金。以下「参加費」といいます）が必要です。参加費は以下のとおりとし

ます。

- (1) プレミアム会員：税込 3,300 円（3 年間分、一括前払い）
 - (2) クラブ会員：税込 6,600 円（3 年間分、一括前払い）
2. 参加費は、本プログラムへの申込み時に、当財団が指定する方法によりお支払いいただきます。
 3. 参加費の支払いが完了した時点で、本プログラムの申込みが完了します。
 4. 一度お支払いいただいた参加費は、理由の如何を問わず返金いたしません。利用者が本プログラムの利用を中止した場合や、期間中に本プログラムを利用しなかった場合であっても、参加費の返金はいりません。ただし、法令により返金を義務付けられる場合を除きます。

第 5 条（マイルの付与）

1. マイルは、当財団が指定する「RUN as ONE – Tokyo Marathon」対象大会、ONE TOKYO イベントへの参加、または所定のアクティビティを実施するなど、所定の条件を満たした場合に付与されます。
2. マイルの付与条件、付与時期、加算方法は、当財団が運営する ONE TOKYO 公式ウェブサイト上に掲載する基準に従います。付与に関する詳細基準は随時改訂される可能性があり、その都度 ONE TOKYO 公式ウェブサイトにて周知します。
3. マイルは金銭的価値を持たず、現金との交換はできません。また、第三者への譲渡・売買・貸与も禁止します。

第 6 条（マイルの有効期限）

1. 本プログラムにて付与されるマイルの有効期限は、利用者の本プログラムの参加期間（利用者として有効な期間をいい、以下「本プログラム参加期間」といいます）と同一といたします。本プログラム参加期間が終了した時点で、保有されている未使用マイルはすべて失効となります。
2. 原則として、いったん失効したマイルの再付与や返還は行いません。ただし、当財団が別途定めた場合はこの限りではありません。
3. 当財団は、必要に応じてマイルの有効期限の起算日や失効条件を別途定めることがあります。その際は、ONE TOKYO 公式ウェブサイト等にてお知らせいたします。
4. マイル失効に関する個別のご案内は行いません。マイルの管理は、利用者ご自身の責任にてお願いいたします。ただし、本プログラム参加期間の更新の時期には、更新に関するご案内をお送りする予定ですので、その際にあわせてマイルの有効期限にもご留意ください。

第7条（特典の提供）

1. 利用者は、所定のマイルに応じて、当財団が定める特典への申込または交換を行うことができます。
2. 特典の内容、提供条件、数量、提供方法（抽選・先着順など）は、必要に応じて変更または予告なく終了する場合があります。
3. 特典の申込後のキャンセルや変更は、原則としてできません。
4. 特典の返品および交換は、利用者の都合によるものはお受けできません。ただし、以下の場合に限り、適正な特典商品との交換を承ります。
 - (1) お申込み内容と異なる商品が届いた場合
 - (2) 商品の破損や汚損など品質上の問題があった場合
5. 前項に該当する場合の交換対応は、商品到着後 14 日以内に当財団へご連絡いただいた場合に限りです。特典は数量限定品であり、在庫状況や生産数の都合により、同一商品の交換対応が困難な場合があります。このため、14 日を経過した後の交換対応は原則として承っておりません。
6. 特典を獲得した利用者の住所が不明等によりお届けができない場合、当財団より別途連絡を行います。

第8条（マイレージカードの管理）

利用者は、自己の責任で、当財団が交付するマイレージカード（以下「本カード」といいます）を適切に管理するものとします。本カードは物理カードとして提供され、当財団が定める方法により利用者に交付されます。紛失・盗難・破損等があった場合の再発行には、当財団所定の手続きおよび手数料が必要になる場合があります。本カードの譲渡・貸与や第三者との共用は禁止します。第三者による不正使用に起因する損害について、当財団は一切責任を負いません。

第9条（利用登録情報の変更）

利用者は、その居住地、電話番号、電子メールアドレス等の利用登録の内容に変更がある場合には、速やかに、登録内容の変更を行うこととします。利用者が登録内容変更の届出を怠ったことに起因して、特典の不到達その他の不利益を被った場合であっても、当財団は一切の責任を負わないものとします。

第10条（本プログラムへの参加の更新）

当財団は、本プログラム参加期間の満了(更新期限)が近づいた利用者に対し、更新手続きに関するご案内を適宜行います。利用者は、本プログラム参加期間の満了日（申込月の翌月から起算して原則 3 年後の月末）または当財団が別途指定する日までに、所定の更新手続きを行うことにより、会員 ID、マイル取得履歴、お手持ちのマイレージカードを含めて、引

引き続き本プログラムをご利用いただけます。ただし、マイルは参加期間ごとにリセットされる仕組みのため、前期の参加期間で積算されたマイルは引き継がれません。新たなマイルの積算は更新後の参加期間から開始されます。

なお、更新後の参加期間は、現時点では申込月の翌月から起算して3年間としておりますが、今後の運用状況等により変更となる場合があります。

更新期限(参加期間満了日)までに更新手続きが完了しなかった場合、本プログラムへの参加は終了となり、再度参加するには新規お申込みが必要となります。

第11条（転売等の禁止）

当財団は、当財団の提供した特典について、第三者への卸売、小売、転売等やオークションサイトへの出品その他営利を目的とした転用を禁止します。また、当財団の提供した特典について、会社や団体のプロモーション、景品・プレゼントキャンペーン等に供すること、その他公序良俗に反して使用することを禁止します。万が一、これらの事実が確認された場合には、当財団は必要な措置を講ずることができるものとします。

第12条（禁止事項）

利用者は、本プログラムの利用にあたり、以下のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。

1. 法令または本規約に違反する行為
2. 犯罪行為またはこれに準ずる行為
3. 公序良俗に反する行為や、他者に不快感・不利益を与える行為
4. 他者になりすます行為
5. 反社会的勢力への利益供与または関与
6. 当財団または第三者の権利・利益（知的財産権、個人情報、名誉等）を侵害する行為
7. 本プログラムの運営・ネットワーク・システムを妨害または不正に利用する行為
8. 営利目的での不正な利用（転売、特典の再販売、無断広告・勧誘など）
9. マイルを不正に取得する目的で虚偽の報告・申請を行う行為
10. 本プログラムで得た情報の無断使用・転載
11. その他、当財団が不適切であると合理的に判断する行為

第13条（利用資格の停止および取消）

当財団は、利用者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、利用者の承諾を得ることなく、当該利用者に対して本プログラムの全部または一部の利用停止、マイルの無効化、または利用登録の取消を行うことができます。なお、当財団は、本条に基づき行った措置により利用者を生じた損害について、一切の責任を負いません。

1. 本規約のいずれかの条項に違反した場合
2. 登録情報に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合
3. 反社会的勢力に該当する場合、またはこれと関係を有していると当財団が判断した場合
4. その他、当財団が利用者としての利用を不適當であると合理的に判断した場合

第 14 条（サービスの停止・中断）

1. 当財団は、以下の事由があると判断した場合、利用者に事前通知なく本プログラムの全部または一部の提供を停止または中断することができます。
 - ① コンピュータシステムの保守・点検または更新
 - ② 天災地変、戦争、テロ等の不可抗力事由
 - ③ コンピュータや通信回線の事故停止
 - ④ その他、当財団が提供困難と判断した場合
2. 当財団は、当財団に故意または重過失がある場合を除き、前条の停止または中断によって利用者や第三者に生じたいかなる不利益・損害についても当財団は責任を負いません。

第 15 条（免責事項）

1. 当財団は、本プログラムの提供にあたり、その内容・運用について細心の注意を払いますが、次の場合を除き、利用者が本プログラムを利用したことまたは利用できなかったことにより被った損害について、一切の責任を負いません。なお、本プログラムに関連または起因して当財団が損害賠償責任を負う場合であっても、当財団が利用者に対して負う損害賠償の上限額は、当財団に故意または重過失がある場合を除き、いかなる法律原因によるものであるかを問わず、利用者が当財団に対して支払った参加費の額とします。
 - (1) 当財団に故意または重過失がある場合
 - (2) 適用される法令により責任が免除されない場合
2. 利用者間または利用者と第三者との間で生じた取引、連絡、紛争等については、当事者間で解決するものとし、当財団は一切関与いたしません。

第 16 条（保証の否認）

1. 当財団は、本プログラムの内容や提供情報の正確性、完全性、安全性、有効性、特定目的への適合性について、いかなる保証も行いません。
2. 本プログラム内で表示される特典・提供物等の画像はイメージであり、実物と色味・サイズ等が異なる場合があります。これにより利用者に損害が生じた場合でも、当財団は責任を負いかねます。

第 17 条（知的財産権の帰属）

本プログラムに関する知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含みます。）・商標権その他の知的財産権に関して法令によって定められた権利、ノウハウ・営業秘密を含むがこれらに限定されません。）はすべて、当財団または当財団に許諾する第三者に帰属するものであり、利用者に対してこれらの権利を譲渡するものではありません。利用者は、当財団または当財団に許諾する第三者の知的財産権を侵害しないものとします。

第 18 条（プログラム内容の変更等）

当財団は、利用者に事前に通知することなく、本プログラムの内容を変更または本プログラムの提供を中止することができるものとし、これによって利用者に生じた損害について、当財団に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。重大な変更または終了を行う場合は、あらかじめ適切な方法で周知に努めます。

第 19 条（規約の変更）

当財団は、利用者の事前承諾なく、利用者の一般の利益および本規約の目的に適合する範囲で本規約を変更することができ、当財団は変更後の規約の内容および効力発生時期を、ONE TOKYO 公式ウェブサイト内の本プログラムページに掲載する等の方法により周知するものとし、当該効力発生時期が到来した時点で変更後の本規約の効力が生じるものとします。利用者が変更後の規約に同意できない場合は、本プログラムの利用を中止してください。変更後も本プログラムを継続利用した場合、規約に同意したものとみなします。

第 20 条（権利義務の譲渡の禁止）

利用者は、当財団の書面による事前の承諾なく、本プログラムの利用者としての地位または本規約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第 21 条（個人情報等の取扱い）

当財団は、利用者の個人情報を、ONE TOKYO 公式ウェブサイトにて定めるプライバシーポリシーおよび関係法令等に基づき、適切に取り扱うものとします。

第 22 条（準拠法および裁判管轄）

本規約は日本法に準拠し、本プログラムに関連して生じるすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 6 月 27 日 制定